

富山県内で 高度外国人材の雇用をお考えの 事業主の皆さんへ



富山県外国人材受入サポートセンター



商工労働部 労働政策課

在留資格

在留資格とは、外国人が日本に在留して活動することができる身分または地位の種類を類型化したもので、外国人が日本に適法に在留するためには、出入国管理及び難民認定法（入管法）に定める1個の在留資格を有していなければなりません（1在留1在留資格の原則）。

就労可能資格と就労不能資格

就労可能資格		就労不能資格
業務内容に限定あり	無制限	
<p>「外交」「公用」 「教授」「芸術」 「宗教」「報道」 「高度専門職」 「経営・管理」 「法律・会計業務」 「医療」「研究」 「教育」「企業内転勤」 「技術・人文知識・国際業務」 「介護」「興行」「技能」 「特定技能」「技能実習」 「特定活動」の一部</p>	<p>「永住者」 「日本人の配偶者等」 「永住者の配偶者等」 「定住者」</p>	<p>「留学」^{*1} 「研修」「家族滞在」^{*1} 「文化活動」 「短期滞在」 「特定活動」の一部</p>

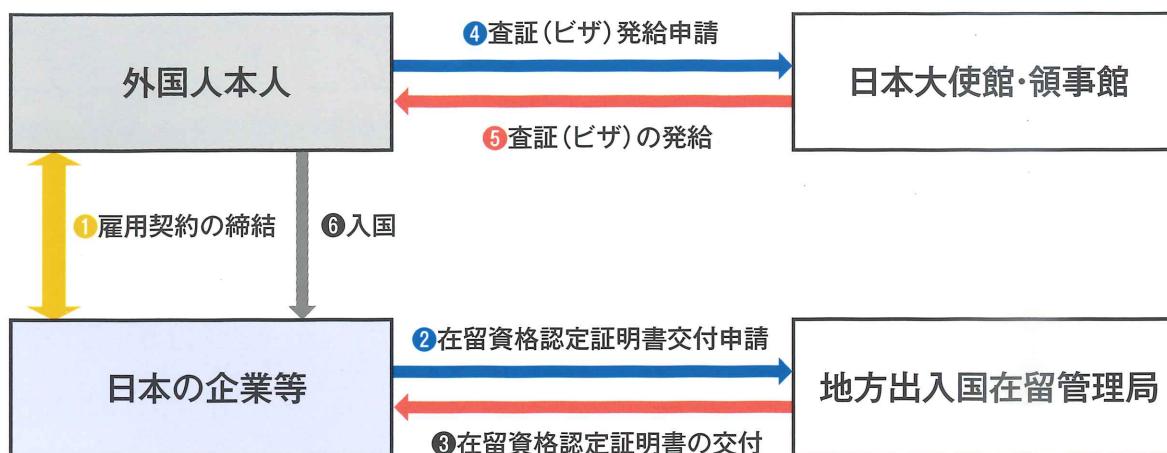
在留中の外国人が、別の在留資格に属する活動を行おうとする場合には、在留資格変更の許可を得る必要があります。

例えば、「留学」の在留資格を有している外国人が、日本の企業に就職する場合には、「技術・人文知識・国際業務」等の在留資格に変更しなければなりません。

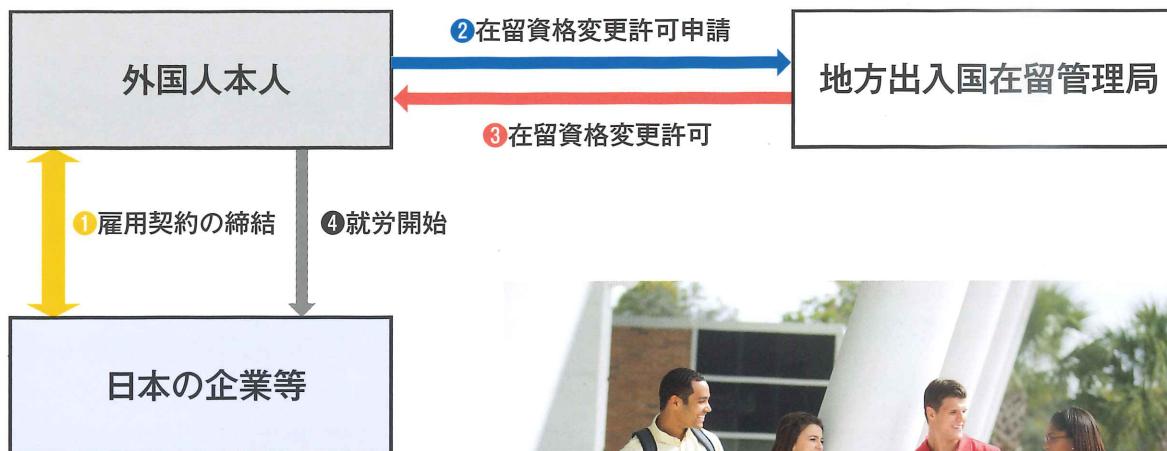


雇用契約締結から就労開始までの主な流れ

海外にいる外国人を招へいする場合



日本にいる留学生を採用する場合



高度人材「技術・人文知識・国際業務」

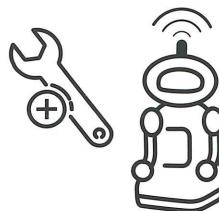
※ここでは大学等を卒業し、一定程度以上の専門性のある業務に従事する者を高度人材と表現しています。

「技術」

日本の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野に属する技術又は知識を要する業務に従事する活動。

〈例〉

- ・母国(外国)で機械工学を専攻して大学を卒業した後、日本の機械製造会社と雇用契約を結び、CADによる設計業務に従事。
- ・母国(外国)で工学を専攻して大学を卒業し、ソフトウェア会社に勤務した後、日本のソフトウェア会社と雇用契約を結び、ソフトウェアエンジニアとしてコンピュータ関連サービスに従事。



チェックポイント！

従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、
これに必要な技術又は知識を習得していること。

- ①その技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。
- ②当該技術又は知識に係る科目を専攻して日本の専修学校の専門課程を修了したこと。
- ③10年以上の実務経験を有すること。

※情報処理に関する技術又は知識を要する業務に従事しようとする場合で、法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する試験に合格し又は法務大臣が告示をもって定める情報処理技術に関する資格を有しているときは、①に該当していることを要しない。

「人文知識・国際業務」

日本の公私の機関との契約に基づいて行う法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する知識を必要とする業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動。

〈例〉

- ・母国(外国)で経営学を専攻して大学を卒業した後、日本の食料品・雑貨等を輸入・販売する日本の会社と雇用契約を結び、外国の会社との取引における通訳・翻訳業務に従事。
- ・母国(外国)の大学を卒業した後、日本の語学学校と雇用契約を結び、語学教師としての業務に従事。
- ・日本の専門学校でWEBマーケティングなどの科目を専攻して卒業した後、日本のWEBサイト制作会社と雇用契約を結び、マーケティング業務に従事。



チェックポイント！

「人文科学の分野に属する知識を必要とする業務」に従事しようとする場合には、次のいずれかに該当し、これに必要な知識を習得していること。

- ①その知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。
- ②当該知識に係る科目を専攻して、日本の専修学校の専門課程を修了したこと。
- ③10年以上の実務経験を有すること。

「外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務」に従事しようとする場合には、次のいずれにも該当していること。

- ①翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発その他これらに類似する業務に従事すること。
- ②従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験を有すること。
(但し、大学を卒業した者が翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は除く。)

特定技能

特定技能の種類(在留資格)について

●特定技能 1号

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

●特定技能 2号

特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

特定産業分野

介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業（特定技能2号は下線部の2分野のみ受入れ可）

(R2.10.01現在)

特定技能1号のポイント

在留期間	1年、6ヶ月又は4ヶ月ごとに更新、通算で上限5年まで
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語技能水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
家族の帯同	基本的に認めない
受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象	

特定技能2号のポイント

在留機関	3年、1年又は6ヶ月ごとに更新
技能水準	試験等で確認
日本語技能水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外	

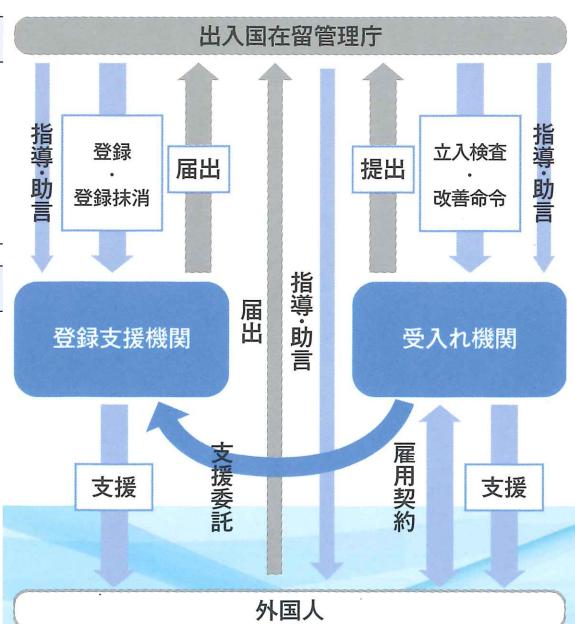
受入れ機関(事業主等)について

受入れ機関が外国人を受入れるための基準

- ①外国人と結ぶ雇用契約が適切（例：報酬額が日本人と同等以上）
- ②機関自体が適切（例：5年以内に出入国・労働法令違反がない）
- ③外国人を支援する体制あり（例：外国人が理解できる言語で支援できる）
- ④外国人を支援する計画が適切（例：生活オリエンテーション等を含む）

受入れ機関の義務

- ①外国人と結んだ雇用契約を確實に履行（例：報酬を適切に支払う）
- ②外国人への支援を適切に実施
→支援については、登録支援機関に委託も可。
全部委託すれば受入れ機関が外国人を受入れるための基準③も満たす。
- ③出入国在留管理庁への各種届出
(注) ①～③を怠ると外国人を受入れられなくなるほか、出入国在留管理庁から指導、改善命令等を受けることがある。



「不法就労」に ご注意ください。



不法就労とは？

- ①不法に在留する外国人、本来就労できない在留資格で在留する外国人が許可なく就労すること。
- ②就労を許可された外国人が、許可された範囲を超えて就労すること。

外国人だけでなく、
その外国人を **雇用した事業主も処罰の対象** となります。

不法就労助長罪	3年以下の懲役・ 300万円以下の罰金	不法就労させたり、不法就労をあっせん した者など
在留資格等 不正取得罪	3年以下の懲役もしくは 禁固・300万円以下の罰金	偽りその他不正の手段により在留資格を 取得した者など
営利目的在留資格等 不正取得罪	3年以下の懲役・ 300万円以下の罰金	営利目的で偽りその他不正の手段により 在留資格を取得させた者など

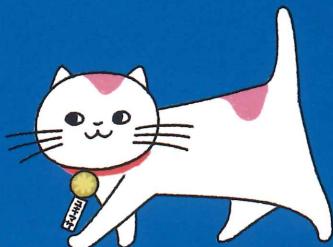
外国人を雇用しようとする際に、「不法就労者」であることを知らなかったとしても、
在留カードを確認していない等の **過失がある場合も、処罰の対象** となります。

雇用前にチェックしましょう！

- 在留カード所持の確認（中長期在留外国人はその在留カードを常時携帯しなければなりません。）
- 在留期限（在留カード記載）の確認
- 就労制限の有無（在留カード記載）の確認
- 資格外活動許可の有無（在留カード裏面記載）の確認
※留学生など就労可能資格ではない場合



入管法・在留資格の申請に詳しい行政書士が、
外国人材の受入れをお考えの事業主さまのご相談にお応えいたします。
まずはお気軽にお問合せください。



富山県外国人材受入サポートセンター

運営：富山県行政書士会

〒930-0085 富山県富山市丸の内1丁目8-15余川ビル2F

お問い合わせ先

TEL 076-431-1526

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00